

”消防訓練”

を行う場合の報告要領等が変わりました!!

特定 防火対象物

遊技場、集会場、個室ビデオ、料理店、飲食店、物品販売店舗、旅館、病院、老人福祉施設、幼稚園 など

～消火、通報及び避難訓練を行ってください!～
※消防計画書に基づき行ってください。
※消火及び避難訓練は年2回以上です。

非特定 防火対象物

共同住宅、学校、図書館、公衆浴場、寺院、工場、倉庫、事務所（官公庁、事業所事務所等） など

～消火、通報及び避難訓練を行ってください!～
※消防計画書に基づき行ってください。

消防訓練を計画!!

※避難訓練、消火訓練でも必要です。

通報訓練

あり

なし

”消防訓練実施計画報告書”

での報告が必要です!!
※実施する日の7日前までに報告してください。

訓練実施

訓練毎に

”消防訓練実施結果記録書” に記録するよう努めてください!!

※消防署に提出する必要はございませんが、消防署の立入検査時に確認しますので、事業所毎に保管をしてください。

※今回の変更は、”八代広域行政事務組合火災予防規則”が制定（平成28年4月1日）されたことにより生じたものです。

※消防訓練実施計画報告書（様式第17号）及び消防訓練実施結果記録書（様式第18号）については、八代広域行政事務組合公式ホームページからダウンロードできます。

※ご不明な点がございましたら 予防課（Tel32-9227）又は最寄りの消防署までお問合せください。